

介護保険事業者における事故報告の取扱いについて

各施設・事業所におかれましては、日頃から事故の防止に努めていただいているところと存じますが、今後も危機管理、個人情報管理、法令順守、研修強化等を通し、事故を起こさないための環境、人員の整備に引続きご尽力をお願いいたします。

万が一事故等が発生した際には、適切な現場対応を速やかに行い、利用者やその家族等への丁寧な説明をお願いいたします。

草加市への報告の範囲

草加市内に所在する事業所・施設又は草加市の被保険者に対するサービス提供において、以下の事例が発生した場合は、報告をお願いいたします。

(1) サービス提供による利用者のけが又は死亡事故

骨折、裂傷、火傷、誤嚥等で医療機関を受診したもの。

けがの程度は、原則として医療機関での受診を要したものとします。

(2) 食中毒及びインフルエンザ等の感染症、結核、疥癬等の発生

※ 新型コロナウイルスも含みます(令和5年12月現在)

(3) 職員による法令違反・不祥事等

(4) 災害、その他報告が必要と認められる事故等

災害(火災・震災・風水害等)による利用者や職員の人的被害及び施設等の損壊が発生した場合

利用者の無断外出(離設)による行方不明者が発生した場合

服薬の事故、原因に疑義が生じている事故、トラブルが予見される事故など

報告の手順

① 事故発生直後

速やか(遅くとも発生から5日以内)に厚生労働省の示す事故報告様式(「第1報」に✓)をメール等で提出してください。

※ メール・FAXでの提出の場合は、誤送信に備え、利用者氏名を記載せずお送りください。

※ 利用者・家族との間にトラブルがなければ「トラブルなし」、トラブルが生じている又は予見される場合はその旨も併せて記載してください。

※ 速報提出後においても、状況の変化が生じた場合等、必要に応じ追加報告を行ってください。

② 事故処理後

事故処理の区切りがついた時点(発生から1か月後までを目安とする。)で厚労省の示す事故報告様式(「最終報告」に✓)を提出してください。

なお、再発防止策は、組織として十分な検討を行った上、具体的に記載してください。

※メール・FAXでの提出は不可とします。原本を持参するか、郵送により提出してください。

事故報告様式

事故報告書様式について、厚生労働省が示す様式に変更となっています。

事業所においては、お手数をおかけしますが様式を切り替えていただきますようお願いいたします。

<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1508/020/010/010/020/PAGE000000000000035090.html>

提出・お問い合わせ先：草加市健康福祉部介護保険課計画・指導係(〒340-8550草加市高砂1-1-1)

電話048-922-1032(直通)、FAX 048-922-3279